

再 評 価 書

箇所名	主要地方道御浜紀和線 (西原バイパス)		事業名	道路事業	課 名	道路建設課 (熊野建設事務所)
事業概要	工 期 (下段前回) ^{※1}	平成 22 年度～ 令和 14 年度	全体事業費 (下段前回) ^{※1}	1,122 百万円 (負担率：国 45%：県 55%)		
		平成 22 年度～ 令和 14 年度		1,122 百万円 (負担率：国 45%：県 55%)		
事 業 目 的 及 び 内 容						
<p>■当該路線の状況</p> <p>主要地方道御浜紀和線は、南牟婁郡御浜町阿田和から御浜町を經由し、熊野市紀和町矢ノ川(一般国道 311 号)に至る延長約 14.6 km の幹線道路であり、当該路線は道路利用者の利便性向上、救急搬送の安定化・迅速化に資する道路です。周辺に紀南病院や、熊野古道風伝峠、熊野市紀和町の丸山千枚田や赤木城跡等の観光地があり、これら施設と一般国道 42 号を連絡する幹線道路として重要な路線です。</p> <p>事業区間は、沿線住民が主に買い物・通院等で利用していますが、現道は幅員狭小区間や線形不良区間があり、見通しが悪く事故も発生しています。また、本来有すべき一般国道 42 号から熊野古道風伝峠や、熊野市紀和町の丸山千枚田や赤木城跡等の観光地へのアクセスルートとして、大型観光バスが通行できない等支障をきたしています。さらに、紀南病院は二次救急医療機関に指定されていますが、一般国道 42 号との連絡は十分でなく、救急輸送面でも必要な機能を有していません。</p> <p>このようなことから、幅員狭小及び線形不良の解消を図るため、平成 22 年度に事業着手しました。</p> <p>主要地方道御浜紀和線(西原バイパス)の整備によって、一般国道 42 号から各拠点へのアクセス機能を強化することで、道路利用者の利便性向上を図るとともに、救急輸送道路の機能強化を図ります。また、現道の幅員狭小区間や線形不良区間の走行を回避することで、災害時の広域支援ルートを確認します。</p> <p>■事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心、快適な道路環境の確保 ・地域医療を支える病院へのアクセス強化 ・災害時の広域支援ルートの確保 <p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画期間 23 年間(平成 22 年度～令和 14 年度) ・全体事業費 1,122 百万円(工事費：1,060 百万円、用地費：62 百万円) ・計画延長 L=1.2km(起点)南牟婁郡御浜町西原～(終点)南牟婁郡御浜町上野 ・幅 員 W=5.5m(7.0m) ・主要構造物 橋梁 3 橋 						
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果						
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>令和元年度に再評価を実施後、一定期間(5年)が経過している事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条(3)に基づき再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>令和 6 年 3 月末の事業進捗率は事業費ベースで 58%(工事 57%、用地 65%)となっています。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>令和 14 年度の全線供用に向け、事業を推進します。</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>平成 31 年には、近畿自動車道紀勢線と一体となって、高規格道路ネットワークを構築する紀宝熊野道路が事業化され、現在事業を推進しています。</p> <p>道の駅「パーク七里御浜」の隣接地にホテルが開業し、更なる観光振興が期待されます。</p> <p>このため、ますます重要性が高まっており、事業の必要性に変化はありません。</p>						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析の結果 ※2

【前回評価時】 (令和元年時)	
総費用 (C)	8.7 億円
総便益 (B)	10.1 億円
費用便益比 (B/C) =	1.2

② 費用対効果分析の結果 ※3

費用便益比 (B/C)	総費用 (C) (残事業) / (事業全体)	総便益 (B) (残事業) / (事業全体)
【事業全体】	5.3 億円 / 11 億円	16 億円 / 16 億円
1.5	事業費 : 4.9 億円 / 10 億円	走行時間短縮便益 : 14 / 14 億円
参考 2.4 [2%]	維持管理費 : 0.4 億円 / 0.4 億円	走行経費減少便益 : 2.0 / 2.0 億円
参考 3.1 [1%]		交通事故減少便益 : 0.02 / 0.02 億円
【残事業】		
3.0		
参考 4.5 [2%]		
参考 5.6 [1%]		

③ 感度分析の結果 ※4

【事業全体】	【残事業】
交通量 : B/C = 1.3~1.6 (±10%)	交通量 : B/C = 2.7~3.3 (±10%)
事業費 : B/C = 1.4~1.6 (±10%)	事業費 : B/C = 2.8~3.4 (±10%)
事業期間 : B/C = 1.4~1.6 (±20%)	事業期間 : B/C = 2.9~3.2 (±20%)

※出典：費用便益分析マニュアル (令和5年12月 国土交通省 道路局 都市局)

4-2 その他の効果

① 生活の利便性向上

- 御浜紀和線は、紀南病院や瀬流荘 (ホテル・温泉施設) を結ぶ定期バスが運行し、事業区間の東西には、一般廃棄物最終処分場及び紀南清掃センターがあり、廃棄物の運搬ルートとして御浜紀和線が利用されています。
- 沿線住民も主に買い物・通院等で利用していますが、現道は幅員狭小区間や線形不良区間があり、見通しが悪く事故も発生しています。
- 事業箇所の整備により、幅員・線形が改善され、道路利用者の利便性向上が期待されます。

② 観光誘客等の促進

- 事業箇所の周辺には主要観光地である熊野古道 (風伝峠) 等があり、御浜町や熊野市を含む東紀州地域には令和5年で約 170 万人の観光客が訪れています。また、「道の駅」をハブにした「地域の魅力を渡り歩く旅」を提案する地方創生事業のホテルが開業し、今後の観光客の増加が見込まれます。
- 現道は大型観光バスが通れないため、観光地まで上市木市木停車場線が利用されています。
- 事業箇所の整備により、主要観光地へのアクセスが改善され、観光誘客を支援します。

③ 救急搬送の安定化・迅速化

- 紀南病院は二次救急医療機関に指定されており、年間 2,664 人 (R5) の救急患者を受け入れています。
- 現道は、幅員狭小による路線バス・大型トラックの対向時に苦慮し、線形不良による傷病者の揺動が大きいことから、円滑かつ安全な救急搬送が課題となっています。
- 事業箇所の整備により、緊急車両の安全かつ早期搬送に寄与します。

④ 災害時の広域支援ルートの確保

- 南海トラフ地震発生時には、国道 42 号で津波による浸水が予測され、御浜町および紀宝町では住民の約 4 割が孤立する危険性があります。そのため、中部版くしの歯作戦では隣接県からの陸路による支援を想定しています。
- 当該路線の整備により、隣接県から御浜町市街地に向けて (主) 御浜紀和線 (西原 BP) を経由する内陸部からの進入ルートの確保が可能となり、リダンダンシーの確保が期待されます。

4-3 地元の意向

「紀南土木行政推進協議会」が設立されており、「要望書 紀南地域の土木事業の整備推進」にて、西原バイパスの早期供用に向け、事業を強力に推進することを要望しています。

<p>5. コスト削減の可能性や代替案立案の可能性</p> <p>5-1 コスト削減</p> <p>整備後の維持管理費の削減対策として、主要構造物の橋梁を3橋のうち鋼橋の2橋は、耐候性鋼材を使用し、塗装費用を削減します。また、道路法面の一部に張コンクリートを行い、草刈に要する維持管理費を削減します。</p> <p>5-2 代替案</p> <p>比較案としては、事業計画時に検討した現道拡幅案が考えられますが、道幅の狭い急峻な地形での拡幅工事となるため、施工中の通行規制により、道路利用者への大きな影響が避けられないこと、またコスト面においても優位性が無いことから、バイパス案を最適ルートとして採用しました。</p> <p>なお、バイパス区間の用地については、すでに65%が取得済みであり、工事にも着手していることから、バイパスの現計画が最適と考えられます。</p>
<p>再 評 価 の 経 緯</p>
<p>平成22年度に事業採択され、これまでに、令和元年度に再評価を実施し、事業継続が認められた後、5年経過したことから第2回目の再評価になります。</p> <p>(令和元年度再評価の意見)</p> <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承する。 事業効果の早期発現のため、早期の事業完了に努められたい。</p> <p>(対応状況)</p> <p>執行に必要な予算確保を行い、早期に効果が発現できるよう取り組んで参りました。</p>
<p>事 業 主 体 の 対 応 方 針</p>
<p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。</p>
<p>委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】</p>
<p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p>
<p>対応方針の概要【事業方針作成時に記述】</p>
<p>審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。</p>

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。